

静岡県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和2年11月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月24日

静岡県知事 川勝平太

1 道路の種類及び路線名

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
|-------|--------|---|---------|
| 一般国道 | 150号 | 焼津市三和字上小田 706番の3から 焼津市惣右衛門字鍛冶島 374番の3まで | 島田土木事務所 |
| | | 焼津市下小杉字大バメ 761番の2から 焼津市下小杉字大バメ 762番の4まで | |
| | | 焼津市三和字上小田 636番の3から 焼津市三和字上小田 465番の2まで | |
| 一般国道 | 362号 | 榛原郡川根本町東藤川字コナラヤス 1872番の52地内 | |
| | | 榛原郡川根本町東藤川字松山 1942番の11から 榛原郡川根本町東藤川字フドウ山 1944番の1まで | |
| | | 榛原郡川根本町下長尾字原山 1538番の45 | |
| 一般国道 | 473号 | 牧之原市東萩間字荒川 1987番の420から 牧之原市東萩間字荒川 1987番の422まで | |
| 県道 | 島田大井川線 | 焼津市宗高字扇田 223番の3 | |
| 県道 | 静岡焼津線 | 焼津市小川字兵右衛門松原 2041番の1地先から 焼津市石津字本田島 1137番の2地先まで | |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年12月8日